

論 説

辺境からみるグローバリゼーション

——コロンビアの紛争地における民衆社会運動——

幡 谷 則 子

はじめに：辺境からのアプローチとは

グローバリゼーションをローカルなダイナミズムから問い直すという視点は、決して新しいものではない。また、米国主導による情報ネットワークの画一化や、米国の覇権が強く押し出された経済グローバリゼーションに対し、新帝国主義的または覇権主義的グローバリゼーションという批判も起こった。ともすれば反米主義と重なりあうような、反グローバリゼーションの社会運動は、1990年代初頭から顕在化し、すでに20年余が経過している。これに対し、「南」の国の経験に学びグローバリゼーションを構築してゆくべきであるという主張もある（Santos 2009）。2001年にブラジルのポルト・アレグレで第一回が開催された世界社会フォーラム（Social World Forum: SWF）はそうした思想や実践を発現する場として定着してきた。

本稿で筆者が意味する「辺境」とは、周縁化された状況にあるコミュニティや人々（marginalized community, marginalized people）の生活圏を意味する。本研究では歴史的に政府の統治が弱く行政サービスの受給が行き届かない地域、ないしは政府からその存在すら認識されずに排除されてきた地域と定義する。より具体的には、南米コロンビアにおける貧困農村部に住む先住民、アフロ系住民や多くの土地無し農民で、いずれも1960年代から今日まで、国内の多様な武装組織や犯罪組織によって恐怖に晒されてきた人々のことである。

辺境からのアプローチは、辺境にある人々やコミュニティの動態を可視化することに意義を見出す。一握りの中央政治エリートの見解に基づく「主流」の政治や経済政策が、多くの不可視の状況に追いやられた辺境にある人々の声を取りあげずにいる状態が不条理である、という立場から、社会経済史を市井の、ごく普通の人々の営みから再構築したいと考える。

筆者が辺境のコミュニティの視点からグローバル社会の動態を見直すべきだと考えるに至ったのは、これまでのコロンビアにおけるフィールドワーク経験に基づく。それはコロンビアという極めて階層的な社会、格差構造の著しい社会と長年触れ合う中で、この国の矛盾や不正義は、政治と経済の権力の中枢にいる人たちの立場、考え、政策指針に沿ったストーリーを把握しても理解できないということに気づかされたからである。

本稿では、コロンビアの紛争辺境地のコミュニティを代表する先住民、アフロ系住民、および土地無し農民に焦点をあてる。20世紀半ば以降の彼らの権利要求運動と、それを取りまく政治経

済状況の変化を、特に1991年憲法に含まれた制度的枠組みに照らし、その後これらのマイノリティ集団が国家の政策方針によって再び排除されている現実を明らかにする。これにより、今日のグローバリゼーションのインパクトの理解には、辺境に基盤をおいたアプローチが有効であることを示す試論としたい。

まずコロンビアの1960年代から80年代の政治体制と国内紛争の状況を概観する。次に、1990年代初頭の同国の制度改革を整理し、それらが先住民、アフロ系住民、土地無し農民の要求運動の成果の一つであったことを指摘する。引き続き、これら三者の抵抗運動の中から代表的な事例を一つずつとりあげ、その事例の考察が、筆者の試論に照らしてどのような意味をもつのかを論ずる¹⁾。最後に、2016年に政府が最大左翼ゲリラ組織「コロンビア革命軍」(Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia: FARC) と和平合意に至ったことで、コロンビアが「紛争後社会」に入ったとみなされる今日、民衆の社会運動が直面する課題を述べて本稿をしめくくる。

1. コロンビアにおける政治体制と国内紛争の背景

1) 1980年代までの概観

コロンビアは資源に恵まれ、市場規模も大きく対外貿易の拡大可能性も高い国である。ラテンアメリカ域内²⁾で人口規模は3位、総GDPも全体の4から5位に位置する。他方、コロンビアは都市と農村、および所得階層において格差の著しい社会でもある。ジニ係数で測る所得不平等度はラテンアメリカ域内で常にワースト3に入り、2016年の世界銀行の推計値ではホンジュラスに次ぎワースト第2位の0.58であった³⁾。貧富の差は、スペイン植民地政府から独立したのちも、少数エリート支配体制の基盤であった大土地所有形態が、20世紀の農地改革の試みを経てなお温存されたことに起因する。

19世紀の独立以降20世紀半ばまで、コロンビアは「1000日戦争」(1899-1902年)や「ラ・ビオレンシア (La Violencia)」(暴力の時代) (1948-1958年)など、内戦の歴史に苦しんできた。その背景には、保守主義派と自由主義派の二大寡頭勢力(オリガルキー)による政治経済の覇権争いがある。保守党は大地主層に基盤をもち、中央集権的で教会の権益も擁護する立場を取る一方、自由党は近代的商工資本家層を基盤とし、連邦主義的で反教権主義的であった。いずれもエリート層の利益を代表するものとして創設された。1948年に自由党の改革推進派の指導者であったガイタン (Jorge Eliécer Gaitán) の暗殺を契機に首都ボゴタで暴動が起こり、これが全国各地に飛び火して保守、自由党両派間での内乱となった。これが「ラ・ビオレンシア」である。保守、自由党間の政治思想的対立が基盤であるが、農村部の土地所有をめぐる地域紛争とも結びつき、各地で武力闘争に発展した。内戦終結をめざした4年間の軍政を経て、コロンビア政治は1958年から「国民戦線」(Frente Nacional)体制に移行する。これは保守、自由党間での合意に基づく折半統治体制であり、以後16年間、大統領任期4期にわたって交代で両党から元首を立て、各議会の議席や知事職も両党間で二分する体制であった。1974年以降は自由競争選挙になったが、そのために必要な選挙改革を含む憲法改正の試みは頓挫し、事実上、国民戦線体制は1986年のバルコ政権 (Virgilio Barco, 1986-1990) まで続いた。

コロンビアでは、他のラテンアメリカ諸国と異なり、1980年代に軍政による権威主義体制を経験しなかったが、民主体制とはいえ、二大政党体制のもとで、エリートによる寡頭支配体質の強い政治体制が続いていた。1960-80年代にかけて、左翼政党は政治の舞台から追放され、社会変革を求める左翼的運動は、国家が市民に与えるべき公的サービスも保護も及ばない山村や僻地の農村に活路をもとめ、武装化して反体制分子として行動するようになった。時代とともにこれに麻薬密売組織の武装化や右派の民兵組織（パラミリタリー）の形成などが加わり、辺境の紛争地は、国軍も含め複数の武装集団が往来する空間となり、ここで住民が中立の立場を維持することは極めて難しくなったのである。

左翼ゲリラ組織は、共産主義に思想的影響を受けた農地分配を求める農民運動や、フィデル・カストロ（Fidel Castro）が率いた1959年のキューバ革命路線をめざす社会主義運動など多様な思想的背景をもっていた。その中で、FARCはコロンビアの左翼ゲリラの中でも最も歴史の古い組織である。その起源は30年代の農民運動と自由党の過激派グループによる活動に遡る。「ラ・ビオレンシア」期に保守党政権に対抗する農民自衛武装組織と共産主義者グループが合体し、自治共同体をトリマ県とウイラ県の境に建設した。これがFARCの前身となる「マルケタリア独立共和国」である。しかし、同自治共同体が軍の弾圧を受けたため、リーダーのマヌエル・マルランダ（Manuel Marulanda Vélez）ほか42家族は武装化し、1964年に反政府ゲリラとしてFARCを結成した（二村 2002）。発足当時はメンバーである共産党員の思想的影響が強く、マルクス＝レーニン主義を掲げていた。80年代末には4000人、1990年代末の最盛期には3万人近くの戦闘員を擁したといわれる。

FARCに次ぐ勢力となったのが、共産主義系武装組織としてはFARCより過激で、革命政府樹立をめざして1965年に結成された「民族解放軍」（Ejército de Liberación Nacional: ELN）であった。1980年代初頭には、「コロンビア人民解放軍」（Ejército Popular de Liberación: EPL）、「4月19日運動」（Movimiento 19 de abril: M-19）、「キンティン・ラメ武装運動」（Movimiento Armado Quintín Lame: MAQL）、「労働者革命党」（Partido Revolucionario de los Trabajadores: PRT）などの第二世代左翼ゲリラ組織が結成された。

80年代からは、左翼ゲリラ組織に対抗してパラミリタリーが各地で結成され、新たな暴力主体となった。その結成の経緯と組織者の性格は千差万別であるが、政府の正規軍以外に左翼ゲリラ兵あるいはその協力者に対して拷問や抹殺行為を実行するための、文字通りの準軍事組織である場合と、民間人（特にゲリラの脅威に晒されている層）が自己防衛の手段として武装する自警団としての組織である場合に分けられる。麻薬密売組織の武装化は後者に属する。

1980年代後半は多様なゲリラ組織が異なる地域基盤で社会変革を求めて武装闘争を続けていた。同時に国内の麻薬密売組織が勢力を拡大し、左翼ゲリラの勢力圏と重なることもあった。麻薬密売組織は、政府の麻薬撲滅政策に対する抵抗という点では左翼ゲリラの反体制運動と共闘できる場所もあったが、ゲリラによる身代金目的の誘拐が麻薬密売組織幹部家族に及んだことが契機となり、麻薬密売組織も傭兵などで自警団を組織した。これが麻薬密売組織の武装化の背景となった。

2) 1990年代の変容：パラミリタリーの拡大と左翼ゲリラの変質

寡頭支配的な政治体制と国内紛争の転機は1990年代、ネオリベラル経済発展政策が施行されると同時に、冷戦の終了によって、民主化の機運が高まるという政治経済状況の変化によってもたらされた。

1980年代後半、多元的民主主義、すなわちより複数野党にも政策議論の場が開かれた民主主義を求める政治開放の機運が高まり、1991年の憲法改正につながった。EPLの大半とM-19、MAQLは1989-90年の政府との和平交渉により次々と武装解除した。M-19は「民主同盟—4月19日運動」(Alianza Democrática-M-19: AD-M-19)として合法政党となり、政治参加の道を選択した。これは当時の和平交渉の一定の成果とみなされるが、他方で、1985年に結成された左派愛国連合(Unión Patriótica: UP)⁴⁾は、その代表をはじめ多くの政党員が政治暴力によって暗殺された。こうした状況を前に、FARCとELNは一層武闘体制を強め、2010年代に入っても武装組織としての活動を維持した。

この背景には1990年代のパラミリタリズムの拡大を考慮しなければならない。パラミリタリーの単体は左翼ゲリラ組織と異なり大規模な兵力を抱えるものではなく、比較的小規模で各地に点在する状況にあった。だがパラミリタリーの連合体である「コロンビア自警軍連合」(Autodefensas Unidas de Colombia: AUC)が1997年に結成され、2000年時には戦闘員およそ8000人を擁する規模となり、左翼ゲリラ組織に対する脅威となった。

パラミリタリーはゲリラ兵以外に、農村部における社会運動家やコミュニティリーダーなど、左翼ゲリラとの接触が疑われる一般市民も弾圧、殺戮の対象とした。こうした政治暴力の悪化と農村部の国軍、パラミリタリーと左翼ゲリラの共存によって、中立的立場を維持できなくなった農民の多くが土地を追われ、強制移住民となった。こうした人々は今日までに累積およそ600万人にもものぼると推計されている(幡谷 2017)。

他方、1990年代、麻薬密売組織メデジン・カルテル、カリ・カルテルの幹部が投降し、その勢力が衰退をみせると、今度は冷戦の終了によって外国からの資金援助ルートが途絶えたFARCは活動資金源の獲得のために麻薬密売に関与するようになっていった。コカの栽培、麻薬精製基地、仲介業者と輸送ルートまでの一連の過程における「課税」によって資金調達を行うと同時に、農村部の支配を拡大していった。行政サービスが及ばない僻村における農民のコカ栽培への関与は、生存戦略の一つでもあった。この頃からFARCは革命運動の思想的基盤を失い、麻薬密売を統制する「ナルコ・ゲリラ」に変質したという認識が生まれていった(幡谷 2017)。

2. 制憲議会のプロセスと1991年新憲法がもたらした国家改革

1) 制憲議会のプロセスとその意義

制憲議会(1990-91)の招集は、冷戦終結という世界的にも大きな節目となる時期に行われた。1989年のコロンビアは、バルコ政権期の終盤、麻薬密売組織の武装化によって、ボゴタ市内でコロンビア大統領府治安局(Departamento Administrativo de Seguridad: DAS)襲撃をはじめ、無差別テロが発生するに至った。麻薬撲滅を次期大統領選挙公約の第一にあげていたガラン上院議員

(Carlos Galán) が麻薬密売組織の刺客により殺害されるに至って、政府は「麻薬戦争」状態を宣言する事態になった。他方で、左翼ゲリラ組織は、社会格差の是正と農民をはじめとする貧困層の生活向上を訴えるほか、「国民戦線」体制の継続に対し、開かれた民主主義体制を求めている。当時コロンビアが置かれた状況に鑑みれば、憲法改正は必至の政治課題であり、コロンビア政治体制に一つの転換点をもたらしたといえる。

Dávila (2002) は制憲議会招集を決定づけた当時のコロンビアをとりまく状況について以下の4点を指摘している。①国際的には冷戦の終結により、左翼運動組織が社会主義の思想的支柱を見失ったのと同時に、ラテンアメリカ諸国の多くの権威主義体制の民政移管が促されたこと、②経済的にはグローバリゼーションの波がラテンアメリカにも押し寄せ、これまでラテンアメリカ域内でも突出して保守的で対外的に強固な保護主義的政策を貫いてきたコロンビアも、その経済開発路線を大きく変更せざるを得なくなったこと、そしてそれには、市場の開放と規制緩和、経済に対する国家の介入を縮小するための構造改革が含まれたこと、③政治社会的側面においては、コロンビアは1980年代を通じて記録的な治安悪化と暴力の増大を経験したこと、ここでいう暴力の増大とは、左翼ゲリラ組織との紛争が解決しないことのほか、麻薬密売組織が関わる暴力が市民社会に多大な影響を及ぼしてきたことを意味し、これにより当時の「暴力指数」(人口10万人あたりの年間殺人件数)は1990年に69.5、1991年には79.3に跳ね上がった(CEPALSTATより)⁵⁾こと、④社会的側面においては、一層の都市化が進み、国民の大半は都市住民で、情報システムにもアクセスできるようになったが、その一方で、都市と農村の地域格差や所得階層間の経済格差による社会の分断は是正されないままであり、国民統合の課題解決は進んでいなかったこと、の4点である。

以上の状況を、Dávila (2002) は「冷戦後の国際環境、経済開放、麻薬密売組織によるテロリズム(ナルコテロリズム)、社会的分断」とまとめている。これまでの「国民戦線」体制下で、民主化をめざす国家改革のための憲法改正が試行されては頓挫してきたこと、つまり1888年憲法が長きにわたって抜本的改正のないまま維持され、本来ならば1974年に終止符が打たれているはずの「国民戦線」体制が温存されてしまったことが、その後のM-19などの後発左翼ゲリラ組織からの批判対象となった。同時に、経済のグローバル化の文脈において、コロンビアも経済開放体制へ移行する中、公的経済部門を縮小し、かつ先住民をはじめとするマイノリティ集団の権利の承認を与え、構造化した社会階層分断の状況を変えてゆくためには憲法改正が必要であった。しかし、こうした制度改革は、それまで「国民戦線」を担い、そこに胡坐をかき続けてきた政治エリート層にとっては大きな衝撃であった(Dávila 2002: 99-159)。

2) 1991年憲法に導入された辺境コミュニティの権利と国家の義務

表1に、先住民、アフロ系住民、土地無し農民が長年求めてきた土地へのアクセスと生活水準の向上、「尊厳ある生活」の保証に関して1991年憲法に盛り込まれた内容と、それらを実施に移すための関連法制度をまとめた。

先住民、アフロ系住民(または黒人コミュニティ: comunidades negras)、農民(campesinos: 開拓農民 colonosで、土地無し農民とはほぼ同義)の三者は1980年代当時、コロンビアで貧困と暴力の脅威に晒されていた最も弱く、周縁化された集団であり、かつ地理的にも国境地域や主要大都市圏か

表1 辺境コミュニティの権利に対する法制化：1991年憲法とその後の法制度

	先住民		アフロ系住民		土地無し農民	
1991年憲法	第7条	多文化、多民族国家の承認 ¹⁾	第7条	〈先住民概念にアフロ系住民を含めれば、広義ではアフロ系住民にも適用されるが、憲法条文には明示的にアフロ系住民または黒人コミュニティ (comunidades negras) の記載はない。〉	第7条	〈基本的理念として適用される。土地無し農民が先住民やアフロ系住民である場合は、民族グループとしての規定が適用される。〉
	第8条	異なる民族・文化を保護する権利	第8条		第8条	
	第9条	母語を保持する権利	第9条		第9条	
	第13条	万民は自由で平等である	第13条		第13条	
	第63条	共同使用の土地に対する集団的権利の承認	第68条		第68条	
	第68条	固有の教育システムに対する権利	第70条		第70条	
	第70条	異なる文化の平等の理念	第96条		第96条	
	第96条	国境地帯に住む先住民にもナショナルリティが与えられる権利	第64条	第64条	第64条	国家は農業労働者の土地所有へのアクセスならびに教育、医療、住宅、社会保障、信用、情報、生産物の流通、技術的企業の支援など、農民の生活の質と所得向上のために推進する義務がある。
	第171条	政治参加に関する規定：上院議会で2議席、先住民代表特別議席として加えられる。	政治参加は自助努力によるもので、先住民特別議席に相当する特別議席分配はない。	第65条	政治参加は自助努力によるもので、先住民特別議席に相当する特別議席分配はない。	
	第329条	土地利用に関する規定：先住民居住地は、国家土地利用法が適用されるが、領域確定においては、土地利用委員会に代表を送ることができる。先住民居住地 (resguardos) は集団所有であり、譲渡や分割ができない。	暫定55条	1991年憲法施行日より2年の間に、政府はアフロ系住民 (黒人コミュニティ) のための特別委員会を設けて、太平洋沿岸地域および河川流域一帯の未開墾地 (バルディオ) に住み着いてきたアフロ系コミュニティの集団的土地所有を承認する法律を策定しなければならない。同法は並びにアフロ系住民の集団的土地管理の方法、文化的アイデンティティの保全、経済的社会的発展推進のためのメカニズムを制定する。	第66条	食糧生産には優先的に、国家の保証と保護が与えられる。 農牧業に対する融資の特別条件に関する規定
関連法	1991年法律第21号	ILO 第169条約の批准および先住民民族に対する居住地 (Resguardos indigenas) の承認	アフロ系住民 (comunidades negras) の定義	1994年法律第160号 (新農地改革法) の第13章第80条：農民保留地 (ZRC) に関する規定	農民保留地 (ZRC) の定義	
	1993年法令 (デクレト) 1809	先住民居住地に関する財務上の規定	アフロ系住民の文化的承認と国家統合の原則		ZRCの認定には、INCORA (当時) が地域の農業生態系や社会的経済的条件を精査してあたる。ZRC承認の規模は、「家族的農業単位」(UAF) を基本に定められる。	
	1993年法令 (デクレト) 1088	先住民居住地内の行政組織 (cabildos) およびアソシエーションの創設に関する規定	アフロ系住民の集団的土地所有への権利の承認		ZRCが国家所有の未開墾地 (バルディオ) が支配的であることから、(土地無し) 農民がバルディオの土地所有権譲渡の優先対象となる。	
	1994年法律第160号	先住民居住地 (resguardos) の定義	集団的土地所有 (propiedad colectiva) の承認に要されるコミュニティ審議会 (Consejo Comunitario) の組織規定		ZRC参加農民組織の代表およびZRCが位置する市は、開拓プロセスの開発計画の策定と実施に参加が義務付けられる。	
	1995年法令 (デクレト) 2164	先住民居住地の譲渡と土地所有権付与に関する規定	集団的土地所有における土地利用と自然資源・環境保全に関する規定		ZRCの認定施行：「農民経済の推進と社会的コンフリクトの原因を克服し、平和と社会的正義の実現のための条件を創成することがZRCの目的である」	
			経済的社会的開発推進計画に関する規定	1996年法令 (デクレト) 1777		

注(1)：多文化、多民族国家という場合、コロンビアでは、先住民 (インディオ) のほかに、アフロ系住民、ライサル (サンアンドレス諸島、プロビデンスシア、サンタカタリーナ島などに住む、アフロ・アングロ・アンティール (アフリカ、カリブ、ヨーロッパ) 系の混血人種、メスティーン、外国人などを指す。

出所：各法に基づき筆者作成。

らはアクセスの悪い辺境地域にその生活圏を展開してきた集団である。国の基本法である1991年の新憲法(現行憲法)において、コロンビアが多民族、多文化国家であることが記載されたことは、それまで不可視の状況におかれながら、植民地時代から綿々と復権運動を継続してきた先住民共同体およびアフロ系コミュニティにとっては大きな進歩である。

これら3つの集団の権利獲得要求に対する国家による制度化は、先住民共同体において最も進んでいる。それは、1989年のILO第169号条約によって国際的な先住民の復権運動の高揚があったことと無関係ではない。同条約は、「独立国における原住民および種族民に関する条約」と訳されているが、骨子は、1)先住民族などの生活様式は存続されるべきこと、2)これらのものに影響する開発プロジェクトの策定と実施において、彼らとその伝統的なコミュニティが緊密に関わるべきこと、というものである。すなわち先住民居住地に開発プロジェクトが進出する際に、既存の先住民の生活圏と生業が保護されるための措置である。コロンビアも同条約を1991年に批准した。1994年の法律第160号で先住民居住地(Resguardos)とその内部の独立した行政システム(Cabildo)の認定につながる基本的枠組みが1991年憲法に含められたことは、明らかにこの1991年の法律第21号があったためである。こうして制度化が進んだのは、先住民は、人口の少なさにもかかわらず、長い抵抗運動の歴史をもち組織化が進んでいたからである。

一方、同じく人種的マイノリティであるアフロ系住民は、その運動の組織化が遅れており、先住民運動の進展に触発されたものの、制憲議会会期中に、憲法条文に黒人コミュニティの権利規定を導入するに至らなかった。かろうじて暫定条項の最終章に第55条として「アフロ系住民の権利に関する規定を、新憲法施行後2年以内に委員会を立ち上げ、アフロ系住民の集団的土地所有に関する法制化を行うべし」という内容を盛り込むことに成功した。期限付きの法制化機会であったが、これがなければ、1993年の法律第70号の法制化は不可能であった。

これら二つの集団が、エスニック・マイノリティに属することから、いわば米国のアフーマティブ・アクション⁶⁾としての特別優遇政策に相当する法的保護が導入されたのに対し、人種や民族的マイノリティというアイデンティティを主張することができない土地無し農民は、土地所有権を求める運動にこのような積極措置の適用を求めることはできなかった。さらに、左翼ゲリラ組織の形成が、農民の土地を求める運動に直結していたという歴史的背景からも、農民運動は常に政府からの抑圧の対象となった。土地を求める農民運動は政府に農地改革を要求するのが一般的であり、コロンビアも1961年に農地改革法が制定された。しかし、1960-80年代の政治社会情勢において土地無し農民への土地再分配は進まなかった。土地政策における制度改革も、1991年の憲法の条文とそれを法制化した新農地改革法(1994年の法律第160号)によるが、これは市場メカニズム重視の農業開発政策に基づくものであった。土地無し農民に対する土地の提供は、かろうじて「農民保留地」(Zona de Reserva Campesina: ZRC)の承認によってその可能性が残された。ZRCは「土地の脱集中化をはかるとともに、環境資源保全と農地フロンティアで耕作する農民経済の保護に資する領土形態」と定められた。

3. 紛争地における新たな社会的排除の実態

1) 先住民の権利回復運動

コロンビアにおいても、他のアンデス諸国と同様に、先住民の抵抗運動はスペイン人による征服の時代に遡るが、当初の試みのほとんどは失敗に終わった。20世紀で取り上げるべき運動は、1920-30年代のマヌエル・キンティン・ラメ（Manuel Quintín Lame）とホセ・ゴンサロ・サンチェス（José Gonzalo Sánchez）による、労働運動との連携によって生まれたものがあつたが、これもその後の内戦の影響により頓挫した。20世紀を通じて政府の経済政策は一貫して民間企業を利するものであり、土地の収奪については先住民の先祖伝来の土地は浸食されていった。こうして、先住民運動の最大の目的は、先祖伝来の土地に対する権利回復となる。しかし、1960年代以降の「国民戦線」時代は、政府の政策に対抗する左派的運動は抑圧の対象となった。先住民共同体の多くが、コロンビアの国境付近に近い辺境地に追いやられ、その居住地域は国家からの公的サービスをほとんど受けられない状態にあり、かつ公共交通システムから隔絶された立地にあつたことから、そうした居住地域の多くに、左翼ゲリラ組織が領土的制圧を求めて侵入していった。こうして、先住民共同体は、1980年代まで、政府からは公的認知がないままに、軍事的介入によって、暴力の対象となった。

抑圧と排除の状況にあって、先住民運動が再び脚光を浴びるようになったのは、はからずもカウカ県（Departamento del Cauca）において土地紛争から発して武装化に至り、1960年代に結成された、ナサ民族（el pueblo Nasa）が率いた左翼ゲリラ組織 MAQL によってである。

1960年代に先住民運動が復活したのは、先住民が、農民が放棄した土地をめぐる紛争に関与したことが契機であった。その後1971年に、カウカ地域に住む先住民（ナサ民族中心）が、「カウカ先住民地域委員会」（Consejo Regional Indígena del Cauca: CRIC）を結成したが、CRICは全国に散在する先住民諸民族の地域別組織化と、さらには全国連合の組織化を牽引し、対先住民政策の改革を目的とした先住民運動が結集するプラットフォームの形成をめざした。これが1982年に創設される「コロンビア先住民全国組織」（Organización Nacional Indígena de Colombia: ONIC）である。

CRICによる先住民運動の可視化とナサ民族以外の他の民族を組織化する活動は、1970年代にアルワコ（Arhuaco）、コギ（Kogui）、シクアニ（Sikuni）、エンベラ（Emberá）、カニヤモモ（Cañamomo）、ピハオ（Pijao）、パスト（Pasto）およびアマゾン（Amazónicos）の各民族との交流へとつながった。カウカ県の主要先住民にはナサ民族やグアンビアーノ（Guambiano）民族があり、CRICの活動は彼らが指導した。グアンビアーノ民族のモラレス（Trino Morales）は1963年から初代委員長としてCRICを率い、全国組織の結成に尽力した。

その結果、1980年10月12日にトリマ県南部のコヤイマ（Coyaima）市で、第一回コロンビア全国先住民集会（Encuentro Indígena Nacional de Colombia）が開催された。この集会で、2年後に、ONICの結成とその最初の全国大会（Congreso）を開催することが決定された。1982年、ボゴタ

市のボサ (Bosa) 区において全国大会が開催され、正式に ONIC が組織された。1982年の ONIC 創立大会には全国の約 9 割の先住民族の代表と、12の海外からの先住民代表団が参加した。⁷⁾

一方、左翼ゲリラとしての活動を選択した MAQL は1990年の和平プロセスと民主化の潮流の中で武装解除をする。それでも1989年の ILO 第169条項が1991年に批准されたことから、先住民運動は再び勢いをもつようになった。

このように1980年代までの先住民の民族、地域別、そして全国レベルでの組織化が、制憲議会に先住民の土地、文化アイデンティティの権利獲得に関する条項をもちこむだけの政治的圧力となったことは明らかである。

国家統計局 (Departamento Administrativo Nacional de Estadística: DANE) では、2001年の法律第715号によって、先住民居住区における先住民人口の確定を行うことが義務付けられるようになった。内務省、国家企画庁 (Departamento Nacional de Planeación) と連携して、先住民を政府が提供する公共サービスの対象とする「一般的参加システム」(Sistema General de Participaciones) に統合するためである。INCORA が承認した先住民居住区をもとに2001年に DANE が実施した統計調査に基づくと、全国で90の先住民族が判別され、その人口総数は78万5356人に上った (Arango, 2004)。

先住民の識別項目がセンサスに本格的に導入されるようになったのは2005年のセンサスからであるが、これに基づくデータベースによると、2006年現在、228の行政市 (全行政市数の29.8%に相当する) に計710の先住民居住区が認められている (Ruiz 2006)。

以上は政府機関が行った調査に基づく統計であるが、ONIC は全国の先住民人口は100万を超えることを主張している。この乖離は、DANE の統計が強制移住などで都市部に移動している先住民の数を把握しきれていないことにある。ONIC の独自の統計では、先住民人口の85%が法的に認められた先住民居住地 (Resguardo) に住むとしても、そのほか約20万人が先祖伝来の領土以外に住むか、土地無し状態にあるとしている。

【カウカ地方の先住民抵抗運動と辺境地の暴力の実態】

すでにみたように、先住民の抵抗運動が活発であった代表的地域の一つがカウカ県であった。カウカ県はコロンビアの南西部に位置し、アンデス地域と太平洋岸地域とに挟まれている。およそ3万平方キロメートルに広がり、北部はバジェ県、東はトリマ、ウイラ、カケタの各県に、南部はナリーニョ県とプトゥマヨ県に、そして西側は太平洋と隣接する。2005年センサスによれば、カウカ県の人口は129万9256人、県の首府はポパヤン (Popayán) 市で、41市と77の先住民居住区から成る。

植民地時代から、大土地所有の大農園経営による農牧業がカウカ地方の経済の中心である。先住民の抵抗は、植民地時代にスペイン人から受けた取り扱いへの抵抗として始まった。先住民は労役や強制改宗を受け、先祖伝来の土地からは追放され、小作人として地代を払い続けなければならなかった。また、独自の言語を話すことも、独自の宗教行事を行うことも禁じられた。20世紀に入ると、先に述べた二大政党勢力間の対立から発生した内戦 (ラ・ビオレンシア) 時代には、保守、自由両政党の派閥争いに巻き込まれ、「ロス・パハロス」(los Pájaros) と称された刺客によって、報復や強制移住の被害を受けるようになった。1960年代に入ると、カウカの先住民居住地には、FARC や ELN の左翼ゲリラが進出するようになり、その後、後続左翼ゲリラ組織の M

-19やMAQLなども活動するようになった。

先住民は政府軍とパラミリタリー組織も混在する中で中立的立場を維持することが難しくなり、異なる武装組織から情報提供者の容疑をかけられ、殺害されたり、強制移住を余儀なくされたりした（Hernández 2006）。

CRICは先に述べたように1971年に創設されたが、それはトリビオ先住民居住地（Resguardo de Toribio）においてであった。創設集会には5つの行政組織（cabildo）の代表が集まった。そのほか、グアンビアーノ民族の代表とコリント市（Municipio de Corinto）とミランダ市（Municipio de Miranda）の代表も出席した。総会での議論の結果、CRICの基本理念は「結集（unidad）、土地、文化と自律性（autonomía）」とされた。政治、社会文化、経済の3つのプロジェクトが形成され、それぞれの組織運営が行われた（CRIC 2007: 14-15）。経済のプロジェクトでは、CRICでは「独自の経済組織」（las organizaciones económicas propias）と称するコミュニティ企業（empresas comunitarias）、アソシエーション、コミュニティ商店、農牧学校、家族単位の事業（núcleos familiares）⁸⁾などを、コミュニティ内で調達された資金を用いて推進している。

以上のように、カウカ県北部の先住民居住地に住むナサ民族は、その明確な理念に基づく独自の経済組織によって、経済自立化を実践している。しかし、その後も武装組織の往来とコカ栽培をめぐる緊張関係によって、先住民への抑圧、暴力は後を絶たない。ナサ民族の先住民運動の拠点であるトリビオは何度も紛争被害の的となってきた。2001年4月11日のエル・アルト・デ・ナヤ（El Alto de Naya）の先住民居住地「パイラ・アル・アルト・ナヤ」（Paila al Alto Naya）で起こった先住民の虐殺は、パラミリタリー組織（AUC）によるもので、100人以上の死者や甚大な性暴力被害者を出した。ポパヤン市で起こったFARCによる企業家、富裕層の拉致事件後、解放された人質家族が軍やパラミリタリーに訴え、FARCへの情報提供の嫌疑がかけられたエル・アルト・デ・ナヤの先住民居住区が襲撃されたのである（Jimeno, Varela, Castillo, 2015）。

2) アフロ系コミュニティの金鉱採掘における排除

コロンビアにおけるアフロ系住民による権利回復運動の開始は遅く、1980年代である。そもそも奴隷または逃亡奴隷の出自をもつがゆえに、国家のサービス供給の対象外にあり続けた。また自給自足的な生業が中心であったため、協同組合運動も発展しなかった。さらに散村形態が共同体間のコミュニケーションを乏しくし、その結果権利を求める社会運動の高揚は遅れた。この地域で唯一長年にわたってアフロ系住民に寄り沿い、権利の覚醒を促し、その組織化を助けたのは聖クラレティヌス修道会の解放の神学を思想的背景とする修道士のグループであった。

聖クラレティヌス修道会が1913年にチョコ県の首府キブドー（Quibdó）市に伝道に訪れてから100年余りの歳月がたった。伝道とともに基本的人権に関する啓発活動を行った結果、太平洋岸地域でのアフロ系住民のコミュニティ組織、コミュニティ審議会（consejo comunitario）が生まれていった。のちに、これらを地域ごとにたばねる上部組織（コミュニティ大審議会、consejo coumnitario mayor）が形成されるようになる。キブドーに拠点をもち「アトラト川統合的農民協会のコミュニティ大審議会」（COCOMACIA: Consejo Comunitario Mayor de la Asociación Campesina Integral del Atrato）は、アトラト川中流域のアフロ系住民のコミュニティ審議会を統括する地域レベルの上部組織である。当初、コミュニティ審議会は、簡易上下水道の整備、最低限の保健サ

ービスの確保や食糧保障, 小学校建設にむけてコミュニティ基盤で互助活動を起こすとともに, 地方行政にも働きかけを行った。のちに活動の中心は集団的土地権利の要求に収斂してゆく。

1990年の制憲議会で新憲法が起草される中, アフロ系住民は, 先住民の土地権利回復条項を盛り込む運動に触発され, にわかに先祖伝来の土地を共同体全体で管理するという意味での集団的土地権利を求める運動が高揚した。こうして憲法には暫定第55条が追加され, これがのちの1993年法律第70号制定につながった。同法はアフロ系住民共同体に集団的土地権利⁹⁾を与えるものである¹⁰⁾。その第44条で, アフロ系共同体が集団的に管理する土地におけるすべての開発プロジェクトについて, その策定, 実施と環境・社会経済, 文化的影響に関する評価において参加する権利を定めている。

1995年の法令(デクレト)1745号は「アフロ系共同体の集団的土地権利」の認定手続きについて取り決めている。同規定によって, まず共同体は「コミュニティ審議会」を組織する必要がある, これが当該共同体の集団的土地管理のための最高決定機関となる。日常の活動運営にはコミュニティ審議会の代表メンバーで構成される代表委員会があたるが, 共同体全体にかかわる決議はコミュニティ審議会の全体集会でコンセンサスをとらなければならない。

太平洋岸地域に集中するアフロ系コミュニティの伝統的零細採掘業者には, マイノリティグループならでの国家に対する戦略がある。アフロ系住民集住地域における集団的土地権利の認定と, その制度に則った鉱山法解釈である。しかし, アフロ系農民・零細金採掘者コミュニティの土地を求める運動にも, 鉱業開発を推し進める国家と排除される零細採掘業者との対立がみられる。

すでにみたように, 1993年の法律第70号によって, 初めて太平洋岸地域一帯に集住するアフロ系コミュニティの存在が国家によって認められた。同法は, 直接的には彼らの土地の集団的土地権利を認め, 同地域において伝統的生活様式を維持し, 住み続けることを認めている。

しかし, 土地の集団的土地権利の承認にもかかわらず, 1990年代以降に激化した太平洋岸地域における非合法武装組織の拡大や, アブラヤシプランテーションなどの大規模土地収用を要する開発の進展によって, 住民に対する土地強制移住のリスクはさらに高まった。地下資源は基本的に国家の所有物であり, 彼らの土地に埋蔵されている天然資源の採掘権は別途取得しなければならない。集団的土地権利は地下資源の採掘権を保証するものではないのである。1990年代以降, 新自由主義的な貿易政策の推進によって, 太平洋岸地域はコロンビアの対外貿易の要となった。内陸部, 特にコーヒー栽培地域を中心とする地域と太平洋岸を結ぶ交通網の拡充, インフラ整備などが優先順位の高い国家プロジェクトとして推進された。太平洋岸地域は, 対外貿易の拠点になるだけでなく, 金鉱を始めとする鉱山資源の開発ターゲットとなった。2011年の「太平洋同盟」の設立によって, 太平洋岸地域はますますグローバル開発における戦略的地域として内外から注目を浴びているのである。

こうした背景において, 1990年代, アフロ系住民の集団的土地所有権の移転が進むと時期を一にして, 金とプラチナの違法採掘を行なう侵入者が増えるようになった。後述するように, 違法採掘は地域を流れる主要河川であるアトラト川の生態を破壊し, アフロ系住民の自給的漁猟に大きな打撃を与えた。今日も違法採掘者とコミュニティ審議会との間で軋轢が絶えない。

アフロ系住民は伝統的に採掘活動をしてきたが, 現在の法的な枠組み(2001年の新鉱山法)のもとでは, その活動は非合法とみなされる。他方で, コロンビア政府は, 「アフロ系コミュニティ

の特別鉱山地域」を設置して、鉱山村（鉱業コミュニティ）による伝統的な採掘を承認することを検討してきた。通常の許可申請過程とは異なり、当該市行政から伝統的手法による採掘活動に対する証明書を発行してもらうことによって、インフォーマルな採掘活動として容認されてきたのである。

現在の鉱山法のもとでは、コロンビア政府はアフロ系コミュニティの伝統的採掘活動も含めすべての非合法的採掘活動を合法化する政策方針にある。新合法化プログラム（2010年2月の法律第1382号）によって、伝統的採掘活動も同合法化プログラムに申請することが可能となった。申請方法は、書類上はいたって簡単であるが、同法律制定以前10年にさかのぼって伝統的用法による採掘活動を継続的に行っていたことを証明する書類をすべてそろえるのは極めて困難である。アフロ系住民が生活し活動する集団的土地権利を保有する土地では、たとえ第三者が採掘権を申請したとしても、アフロ系住民の申請が優先される。すなわちアフロ系住民はマイノリティグループに特別に与えられる「優先的開発交渉権」によって守られている。だが、同権利を行使するには、あらかじめ定められた時間内に開発プロジェクト案を提出しなければならない。しばしばアフロ系コミュニティの零細鉱山採掘業者は同プロジェクト案を用意するだけのスキルも知識も持ち合わせていない。その結果、集団的所有権を有する土地に埋蔵されている天然資源の採掘権に対する法的保護が与えられているにも関わらず、より競争力の高い民間の鉱山採掘業者に対しなすすべがない。第三者による開発プロジェクトが結果的には優先され、伝統的生業を維持しようとするアフロ系共同体は土地を侵害されることになる（幡谷 2016）。

【チョコ県サン・ファン川上流域（Alto San Juan）の金鉱採掘】

チョコ県一帯の集住の歴史は、スペイン植民地時代の奴隷貿易に始まる。16世紀、チョコ、クナ（Cuna）、シタラ（Citarra）などの先住民族が植民地政府の鉱山で働くようになった¹¹⁾。この地はのちに集住したアフロ系共同体のほか、本来異なる先住民族集団が共存してきた。18世紀まで、スペイン植民者の最大の関心事は金鉱にあり、そのため大量のアフリカ人奴隷が太平洋岸地域に導入された。奴隷貿易は1780年代にその最盛期に達した（Flórez & Millán 2007: 81）。黒人奴隷は、欧州から持ち込まれた病原菌への抵抗力をもたず、また加重な労役に耐えられずに激減していた先住民労働力を補うために導入されたのであった。18世紀半ば、チョコ県にはすでに63鉱山が創業していた。最も生産性の高い鉱山はアトラト川、イチョ（Ichó）川、そしてサン・ファン（San Juan）川流域に広がっていた。

今日のタドー（Tadó）市における鉱山地域コミュニティの由来も、スペイン植民地時代にかかのぼる。独立後、1851年に共和国政府によって奴隷解放令が公布されても、彼らは同じ土地に留まるほか選択肢がなかったが、彼らに土地所有権の譲渡はなかった。彼らは奴隷として連れてこられた鉱山からは離れてゆくが、いずれも近隣の、より平坦な地域に生業を求めて集住するようになる。主に狩猟採取やゴム、マングローブ、コルクの採取などに従事するようになった。多くは川沿いに集住し、機会さえあれば長年培ってきた流水を用いた伝統的採取方法で、金鉱掘にも携わった。漁労はもうひとつの基本的生業であり、食糧確保の手段であった。のちに、彼らは米やメイズ（トウモロコシ）の栽培も手がけるようになる。こうして工芸的手法による金採取、必要最低限の森林伐採、そして農耕を組み合わせて自給自足的生産活動を続けていったのである（Flórez & Millán 2007）。

先に述べたようにコミュニティ審議会は集団的土地権利の取得のために不可欠な組織となり、チョコ県全体に組織されるようになった。サン・ファン川上流地域では「サン・ファン川上流地域農民協会」(Asociación Campesina de Alto San Juan: ASOCASAN)が形成され、サン・ファン川流域の300のコミュニティ審議会を束ねている。政府は1996-2000年の4カ年に計560万ヘクタールを集団的土地権利の認定としてアフロ系共同体に委譲することを目標とした。農村開発庁(Instituto Colombiano de Desarrollo Rural: INCODER)によると、同上の4年間に149件の集団的土地権利申請があり、これに対して、あわせて512万8830ヘクタールが委譲された。これによって6万418世帯がその恩恵にあずかった(Flórez; & Millán 2007: 91)。

チョコ県サン・ファン川上流地域における流水による砂金採取は、スペイン植民地時代から踏襲された伝統的様式である。すでにこの方法による生産力の低下は明らかになっていた上に、1990年代以降は太平洋岸地域一帯の武装紛争、特にFARCの勢力拡大によって砂金採取地域は大きな打撃を受けた。当時FARCに対する政府の軍事作戦が激化し、国内紛争の戦線が太平洋岸地域とエクアドル国境地域へと、すなわち西と南に押し下げられていったためである。

1990年代半ばの人権侵害の増大に直面し、アフロ系共同体による社会運動は集団的土地権利回復運動から、住民の命を守る戦いにシフトしていった。サン・ファン川上流地域でも、アトラト川中流域の村落共同体でもおしなべて1997年から2005年にかけて人権侵害を伴う暴力が増大し、村ごと強制移住せざるを得ない状況に陥った。2008年の1月から8月にチョコ県から転出した強制移住者数は14万3852人に上ったが、これは同じ時期の全国の強制移住者の5.4%に相当する。このうち村をあげての集団的移住をした人々は全体の54%にもものぼった。筆者が2009年以後フィールド調査に訪れたときはすでに住民の帰還が進み、落ち着きを取り戻していたが、それでも人々の生活は元通りにはならなかった。なぜなら、今度はパワーショベルを搭載した重機導入による違法金採掘業者が次々と訪れ、伝統的砂金掘りの場を圧迫しているからである。また、¹²⁾ 浚せつせん(川底を浚う装備のついた船)によるアトラト川床の金鉱脈採掘は川の生態を破壊し、彼らの自給的漁猟にも大きな打撃を与えた。現地のコミュニティ審議会は不法採掘業者の参入を阻もうとしたが、その勢いを止めることはできず、環境破壊は一層進んでいる。アフロ系住民による土地権利を求める運動はようやく成果をあげだした。しかし伝統的金採取を生業とするものにとって、課題は彼らが集団で管理する土地における天然資源の開発とその規制にある(幡谷 2016)。

3) 土地無し農民の「農民保留地」(ZRC)を求める運動

土地無し農民への土地分配を可能とする農地改革は、制憲議会開会の契機ともなった和平に応じた左翼ゲリラの主たる主張であったが、他方で制憲議会には、1961年の農地改革法に対する政治エリート層や地主層の不満の声もあった。農民の急進化を恐れていた政府は、大土地所有者の利益団体である農牧業団体の代表との間で農業問題について1972年に討議を行い、ここで取り交わされた「チョコラル協定」をもとに、その後、1961年の農地改革を骨抜きにしていた(幡谷 2012)。だが、1991年憲法は、ネオリベラル的経済発展政策にシフトする国家を規定する一方で、国家の市民に対する義務を制度化せざるを得ない政治状況にもあった。すなわち、経済への国家の介入は制限され、市場メカニズム、特に大企業、多国籍企業に対する規制緩和という形での経済開放を謳っていかなくてはならなかったが、他方で、分断された社会をこれ以上混乱と紛争の

激化に導かないために、農民の要求にも応えてゆかねばならなかった。

土地へのアクセスにおける不平等性は武力紛争の攻撃対象の一つとなってきたが、同時に紛争自体が社会的排除と不平等を生んできた。土地を支配する経済的権力は、政治や社会に対して強い影響力をもつ。大土地所有者は、経済的な権益をもつだけでなく、社会に対し強い政治的影響力を行使していた。二極化した農業構造と地主層の圧力が、コロンビア政府が土地無し農民による土地へのアクセスを求める要請に十分にこたえることを阻んできた。

コロンビアでは、耕作可能な土地（農業用地として使用可能な土地）面積は1436万2867ヘクタールで、これは国土面積（1億1417万4800ヘクタール）の12.6%に相当する。2002年には、農業用地は（531万7862ヘクタール）は耕作可能地の37%にすぎず、他方で、本来農業に適する土地に、農業用地の2倍近い土地が粗放的牧畜に使用されていた。土地の未利用の一方で、粗放的牧畜による農地の制約の結果、多くの農民が森林地に入り、2200万ヘクタールにおよぶ森林破壊が生じた（IGAC-CORPOICA 2002）。「森林」分類には法的に保全が義務づけられた国家管理地を含み（例えば森林保護区など）、該当する区域ではその土壌の特徴から、土地利用が厳しく制限されている（Vásquez & Serrano 2009）。農民の保護区への侵入は、土地利用と土地所有権の譲渡に関する法的制限のもとで国家と農民との対立や紛争の要因となってきた。すでに見たように、先住民やアフロ系住民のように国家が保護区指定をする際に事前協議が法的に義務付けられているマイノリティグループと異なり、特別な法的保護の枠外にある農民には、なおさらこのような状況は不利になる。

コロンビアでは、土地所有の集中を改善するための土地政策は極めて貧弱であった（表2参照）。農地改革の制度的枠組みは導入されたものの、土地の再分配は進展せず、むしろ国土の南部と東部に向けて農業フロンティアが拡大していった。また、この過程で国家の支援はほとんどなく、時に自律的に、またときにはFARCの存在によって暴力的な植民化が行われた。これはFARCが小規模零細農家の土地権利を「支援」することで土地改革を行っていったという解釈に基づく、FARCの武力闘争の正当化に使われた（Ramírez 1981: 203）。

1980年代を通じて、政府は農民経済が支配的な地域の近代化を促す生産戦略をとると同時に、土地無し農民対策として農業フロンティアにおける土地所有の正常化を図った。1990年代のコロンビアの経済自由化政策では、農業を含めて生産性の向上が目指された。1991年新憲法では、開拓農民に土地を提供することが国家の義務であると謳われたが、同時に1990年代のコロンビアを取り巻く経済グローバリゼーションの中で、農業部門も市場自由化に対応した国際競争力の獲得を目指し、輸出向け農作物重視にシフトしていった。こうして1994年の新農地改革法には、土地開発に対する規制緩和とアグロインダストリー企業を優遇するようなネオリベラル的農業開発を推進する基本姿勢と、土地無し農民に対する国家の対応という、相反する二つの課題を盛り込まなければならなくなった。

1994年の法律第160号は、新しい農地改革法であり、1991年憲法の枠組みに則った法制化であることに間違いはない。同法は、1991年憲法第64条の「農業労働者の土地所有へのアクセスを推進することは国家の義務である」という規定を言及しているものの、すぐに、（既存の）不平等な農村部の土地集中を廃止し防止するための諸手続きと（土地無し）農民への土地の譲渡の過程は「農民自身が率先して信用や直接的な助成金を獲得する」ことによって実行されると規定してい

表2 コロンビアにおける土地所有に関する法制度と政治体制の変遷

法 (制定年)	内 容	政治動向 (括弧内は年)
200 (1936)	「土地法」占有証書による土地所有の保護	自由党勢力と保守党勢力間の対立の中での寡頭支配。 ロベス・ブマレッホ (1934-38)
100 (1944)	小作契約法	ロベス・ブマレッホ (1942-45)
		「ラ・ビオレンシア」(内戦) (1948-60年代初頭)
		ロハス軍政 (1953-57) ; 軍事評議会 (1957-58) ; 「国民戦線」期 (1958-1974)
135 (1961)	農地改革法 INCORA (コロンビア農地改革庁) 設立	ジェラス・R (1966-70)
1 (1968)	官製の農民組織 ANUC (全国農民使用者協会) 促進	
		パストラーナ・B (1970-74) ; 「チコラル協定」 (1972)
4 (1973)	接収規定の改訂	
5 (1973)	農牧融資基金の設立	
D ¹ 2057/1269 (1976)	DRI-PAN ² 開設	ロベス・ミケルセン (1974-78)
		トゥルバイ (1978-82)
D ¹ (1982)	PNR ³ (国家復興計画)	ベタンクール (1982-86)
30 (1988)	DRI-PAN を推進	バルコ (1986-90)
69 (1993)	農牧保険システム導入。	ガベリア (1990-94)
160 (1994)	新農地改革法 (ZRC 規定)	サンベール (1994-98)
		パストラーナ (1998-2002)
D ¹ 1292 (2003)	INCORA 廃止 INCODER (コロンビア農村開発庁) 設立	ウリベ (2002-2010)
1448 (2011)	犠牲者補償・土地返還法	サントス (2010-2018)
D1850 (2016)	INCODER 廃止, ANT (国家土地管理庁) と農村開発庁を新設	
1776 (2016)	ZIDRES 法	

注：1. D=デクレト (法令)。他はすべて Ley=法律。

2. 「統合的農村開発」(Desarrollo Rural Integral) および「国民食糧・栄養計画」(Plan Nacional de Alimentación y Nutrición)

3. Plan Nacional de Rehabilitación

出典：Arango (1988), Machado (1998), Thomson (2011), Zamosc (1986) などより筆者作成。

る。つまり、政府がその義務を率先して果たすということではなく、あくまでも農民側の要請とその土地取得に必要な資金は、農民が助成金や融資を自ら調達して行うことが基本であるという内容になっている。

法律160号が農民の土地所有に関して支援する国家機関 (当時は「コロンビア農地改革庁」Instituto Colombiano para la Reforma Agraria: INCORA¹³⁾) の機能として、①土地購入のための助成

を与えること、②農民と地主との間での売買取引を支援すること、③直接交渉あるいは特別の場合に限って（国家による）接収によって土地を確保すること、④バルディオ（balديو¹⁴）の土地を授与すること、⑤ZRCを確定することと明記されている（Sanchez 2012: 11）。すなわち、新農地改革法では、INCORAは、大土地所有の接収・分配という伝統的な土地再配分の農地改革ではなく、土地の市場取引と金融サービスの提供の支援を行う調整機関に過ぎないのである。

法律第160号の第13章「開拓、ZRC（農民保留地）、企業の開発」の中で定められたZRC（表1参照）は、「土地の集中化を抑制し、自然公園と森林保全地区に重なる地帯において、農民と開拓民が定住できるように、土地所有を確定する」ために導入された。すなわち、土地無し農民による食糧生産活動と環境保全の規定を両立させるための戦略である。

グローバル市場の期待に応えるために農業部門の近代化をめざす法律第160号が、相反するZRCを同時に制度化するという矛盾点、いざその法の細則を定め、施行する段になって認識されるようになった。ZRCの規定が実効化されるには、紛争地における農民運動の執拗な圧力が必要であった。1996年にカケタ、ボリバル県南部、プトゥマヨ、カウカ、グアビアレの各県で発生したコカ農民の行進（Marchas cocaleras）は、ZRC設置に強い影響を与えた。こうして1996年に法令（デクレト）第1777号が発行され、政府はコカ栽培の代替開発の手段という意味でもZRCを認めざるを得なかったのである。

【マグダレーナ川中流域、シミタラ盆地の農民組合（ACVC）の抵抗運動】

「マグダレーナ・メディオ（Magdalena Medio, 以下MM）」とは、コロンビア国内の最長河川であるマグダレーナ川の中流域周辺に広がる地域を指す呼び名である。サンタンデル、ボリバル、アンティオキア、ボヤカほか9県63市に広がる一帯で、この地域で最も経済的にも人口規模でも発展したバランカベルメッハ（Barrancabermeja）市が中心である。国家からの不可視性、貧困と暴力という最も究極の社会的排除を受けてきたという点で、この地を辺境の地の代表例としてとりあげる。

MMが2000年代初頭まで、全国でも最も厳しい紛争地域であった理由には、以下がある。①資源収奪型（採掘経済）開発における経済ポテンシャルの高さ（石油、金、その他の鉱物資源がもたらす飛び地経済として発展してきた）、②土地再分配事業の頓挫と不平等な土地所有形態の温存、③基本的公共サービス提供者としての国家の不在、そして④地政学的に軍事的戦略拠点となり得る立地、の4点である（幡谷 2012）。

MMにおける紛争と暴力の起源は1920年代、バランカベルメッハ市とその周辺での石油開発が開始されたことに遡る。同市には全国初の石油精製基地が建設されたが、これは米系資本、「トロピカル石油会社」（The Tropical Oil Company: TROCO¹⁵）の進出により実現した。同市に石油精製基地が建設されたことがこの地を飛び地経済に変えた。1923年、石油産業労働組合（Unión Sindical Obrera de la Industria del Petróleo: USO）が結成され、TROCOに雇用条件の改善を訴えるようになった。当時のTROCOの支払い給与では、労働者の基本的ニーズさえ賄うことができなかつたからである。最初のストが打たれた1924年以来、USOの労使交渉戦略はもっぱら道路封鎖やサボタージュによる実力行使であった。共産党員や自由党内の改革派や、農民運動家たちもUSOと連携していった。これらの活動家から左翼ゲリラ組織ELNの創設者が生まれ、その活動基地をボリバル県南部サン・ルーカス山脈の奥地に形成した（Romero 1994）。

「ラ・ビオレンシア」期、戦禍によって近隣県から押し出された強制移住者は、新しい農地を求めてMMの中でも奥地のより条件の悪い土地へと移り住んだ。保守党勢力から土地を追われた自由党の過激派リーダーたちも、既存の運動基盤を頼ってMMに流入した。

以上の社会紛争形態に加えて、1980年代半ばには、様々な武装組織の存在によって、MMは国内で最も暴力的な地域となった¹⁶⁾(PDPMM 2006)。武装組織と密輸業者組織の間で展開される土地と天然資源の支配をめぐる武力紛争が強制移住者の集積を招いた。1980年半ばには、MM全体がこれらの武装組織、特にFARCとELNによって制圧されていた。これに対抗していたパラミタリーはAUCに統合され、1990年代末期にはMMのほとんどの市町村に部隊を敷き、時に左翼ゲリラの存在を凌ぐ制圧力をもった。民衆は領土を支配する様々な武装組織と共存せねばならなかった(幡谷 2012)。

1980年代、左翼ゲリラ組織、国軍、パラミタリー組織が混在する中で、「左翼ゲリラのシンパと疑わしき人々」は抑圧の対象となり、人権侵害行為が横行したが、特にコミュニティリーダーがその標的となった。その結果強制移住による人口流出は絶えなかった。その一方で、この土地に残ることを決意した人々は抵抗し、自分達の土地を守るために組織化し、ZRCの創設をめざした。

シミタラ川渓谷地帯はMMの中央に位置し、シミタラ川流域のアンティオキア県北東部、ボリバル県南部とサンタンデル県西部の一部を含むおよそ50万ヘクタールに広がる一帯を指す。この地域にも1950年代の「ラ・ビオレンシア」内戦時の避難民を皮切りに、近隣県、東部リャノスや太平洋岸地域の出身者が開拓農民として移り住んだ。70年代以降は、たとえそれが雇用機会を求める人口移動であっても、背後には武装組織の脅威があった。近年はジョンドー(Yondó)市の石油開発やアブラヤシのプランテーション栽培に多国籍企業が進出した結果行なわれる土地買収の圧力がある。シミタラ川渓谷地帯はこうした紛争と開発の行為者による領土支配によって強制移住させられた人々が集落を形成し、自給自足的な生業を営んできた地域である。

行政サービス供給者としての国家が不在であったことから、道路網や基本的な公共サービスが欠落し、住民は長年孤立した地域社会に暮らさざるを得なかった。シミタラ川渓谷一帯に散在する集落にとって、主たる移動手段はシミタラ川とその分流である。陸路もあるが、村道の状態が劣悪で車輛の通行可能性は極めて低い¹⁷⁾。また、その孤立した地域環境ゆえに左翼ゲリラ組織がこの一帯を後衛地として活動するようになった。ゲリラ兵が侵入するたびに軍の襲撃が絶えず、住民の生命は日常的に危険に晒された。

生産物の流通が困難で、食糧確保もままならない状況を補うために、80年代半ば、シミタラ川渓谷一帯に住む農民たちは、イテ川沿いの集落、プエブロ・ヌエボ・デル・イテ(Pueblo Nuevo del Ité)に協同組合を設立した。これが「アンティオキアの中小農業者協同組合」(Cooperativa de Pequeños y Medianos Agricultores de Antioquia: Coopermantióquia)である。同協同組合は単なる食糧や生活必需品の共同体内での流通販売だけでなく、農民間のトラブルの仲裁や、地方自治体への異議申し立て書類の作成、開拓に関する共同体内での規定作りなど、シミタラ川渓谷地帯に形成された農民社会の生活全般において自治機能を担うようになった。しかしながら、協同組合を中心とする農民の自治・社会組織活動は、軍の目からは危険分子とみなされ、さらには左翼ゲリラの非武装支援集団と同一視されるようになった(Silvia, mimeo)。協同組合と周辺集落は繰

り返し爆撃を受け、1990-93年の間、農民リーダーたちは、拷問、恐喝、威嚇、拉致などの人権侵害行為を軍とパラミリタリー組織から受け続けた。

協同組合の歩みと並行して、1980年代初頭のMM地域には、その他にも共同体を基盤とした農民の組織化が高揚していた。1984年に「MM農民コーディネーター」(Coordinadora Campesina del Magdalena Medio)が結成され、シミタラ川渓谷の農民組織もこれに参入した。バランカベルメッハ市への最初の「農民行進」(marcha campesina)が組織され、MM農民は政府に基本的公共サービスの充足を訴えた。¹⁸⁾

1990年代に入ると、MM全体がパラミリタリー勢力によって支配され、農民たちは日常的に人権侵害の脅威に晒されるようになった。他方、相変わらず地方政府は農民たちの社会的、基本的インフラ・サービスの要望に反応しなかった。その上、ボリバル県南部に拡大したコカ栽培をターゲットとした除草剤の空中散布によって、地域の農耕地は多大な打撃を受けた。この状況に対し、「MM農民コーディネーター」は1996年、バランカベルメッハ市に向けて再び「農民デモ行進」を動員した。およそ6000人の農民、漁民、鉱山民が参加し、政府に社会投資と人権擁護を求めた。この過程で今日の農民組織「シミタラ川渓谷農民協会」(Asociación Campesina del Valle del Río Cimitarra: ACVC)が誕生した。政府との交渉が終わり、デモ行進が解散された直後、パラミリタリー組織は動員を企画した農民組織を襲撃し、ACVCの拠点であった協同組合は集落ともども一時壊滅状態に陥った。だがその後も農民たちは残留を決め、ACVCの組織力の強化を図った。

ACVCは農村・漁村のコミュニティを基盤とした農・漁民の連帯組織で、人権と土地の擁護のために闘う民衆の抵抗運動の母体である。2012年時点でACVCに加盟するのはMM内の3県8市にまたがる120村落で、推定人口は約2万2000人であった(幡谷2012)。

ACVCの具体的な活動は食糧安全保障を確保し、農民経済の自立化を促進するプロジェクトの組織・運営である。他方、人権侵害行為に対する告発と政府へのアドボカシー活動を行う。行政に公共サービスの提供を要求し、国家に人権侵害行為の申し立てを行う場合には、大量動員による実力行使に訴える。ACVCの人権侵害に対する抵抗運動の最も重要な戦略は、直接的な告発であった。和平構築のためには政治暴力の行為者の責任を追及するという姿勢を貫き、パラミリタリー組織の責任追及と解体を政府に要求したのである。しかしその結果、ACVCの活動家は脅迫、令状なしの逮捕、収監などの犠牲を払わなければならなくなった。結成以来、何度も中心都市バランカベルメッハに「行進」(marcha)や「大移動」(éxodo)と呼ばれる集合行動を組織した。なぜなら、それが中央・地方政府の代表を招集して公に交渉や対話の場を設ける唯一の方法であったからである。

ACVCは1998年に再びバランカベルメッハに「農民大移動」の動員をかけ、政府機関へのアドボカシー活動と対話の集会を重ねた。一連の対話交渉の結果、農民と政府との間での合意が宣言されたが、その最優先課題がZRCの制定と住民参加による持続可能な開発政策の策定であった。2002年ついにINCORAへの申請が通り、ACVCの活動領域内の森林保護区を除く18万4000ヘクタールがZRCとして承認されることになった。

ACVCはその結成以来、内外の多くの人権擁護団体や平和とコミュニティ開発を支持するNGOの支援を受けてきた。カトリック教区教会、欧米の人権擁護団体や人道的支援活動団体や

国連難民弁務官事務所などのスタッフが彼らに寄り添い、支援を行うことが ACVC の活動に正当性を与え、同時に人道的保護空間を提供したのである。ACVC は大量動員型戦略の次に、人道的活動、すなわち国際的な可視化に戦略を転換することで、政府当局と市民社会に対する運動の正当性を獲得してゆこうとした。

しかし抵抗と可視化だけでは土地と生業・食糧を守る生存戦略にはならない。政府が一定の法的枠組みでその存在を認知することが必要であった。ACVC が政府に ZRC の設立承認を求め続けたのはそれゆえである。だが ZRC の境界線が法律上確定されただけでは意味がなく、経済的自立化を可能にする生産活動事業が伴ってこそ農民共同体の生活の保障となり得た。シミタラ川溪谷地帯から非合法武装組織が一掃されない限り、また道路網などの基盤整備が充足しない限り、軍事戦略としての食糧物資搬入阻止や、干ばつによる水路交通の中断などで、地域住民は孤立するリスクからは免れない。まず食糧の安全保障を確保することが急務であった。当時、政府の ZRC 支援政策は極めて乏しく、ACVC が ZRC を維持するには、国際支援による資金確保以外に選択肢は残されていなかった。¹⁹⁾

2002年によく ZRC の認定を受けたにもかかわらず、ウリベ政権 (Álvaro Uribe Vélez 2002-2010) は発足後まもない2003年にシミタラ川溪谷 ZRC 承認を無効化する措置をとった。その根拠となったのは、ACVC 活動と左翼ゲリラ組織との関連に対する疑惑であるが、直接的な理由は ZRC 認定宣言直後、パラミタリー組織による ACVC への糾弾があったためである。²⁰⁾ 2003年以降、ACVC は ZRC の非合法化により活動地域の村落共同体から信頼を喪失し、ACVC 幹部は軍と警察関係者 (第三世代パラミタリーも含む) から執拗な監視と弾圧を受けた。²¹⁾ 2007年6月、人権侵害が危機的状況に陥り、数百人に及ぶ農民がシミタラ川溪谷地帯からバランカベルメッサ市へ人道的避難を求めて移動した。翌月、政府と ACVC との間で ZRC 無効化措置の撤回の同意があったにも拘わらず、9月以降2009年にかけて、ACVC 幹部に対し計16件の逮捕令が出され、うち6名が左翼ゲリラ組織との関与疑惑によって収監された。この間も現地 NGO を通じて得た国際機関からの資金援助によって ZRC 内の食糧安全保障プロジェクトは持続されたが、プロジェクト実施村落では一時住民の支持が弱まった。

2011年2月、サントス政権 (Juan Manuel Santos 2010-2018) の就任後半年で ZRC の無効化措置が解除された。この間 ACVC が存続し続けることができたのには、3つの要素があったためと考えられる。第一は、ACVC 幹部およびその支持者、特に食糧安全保障プロジェクト参加農民たちの不屈の連帯と抵抗の精神である。第二は人権侵害の告発と「同伴による人権保護活動」を実践した国内外の人権擁護団体の連帯と可視化である。これらの運動が実り、ACVC の活動に草の根の和平構築運動として「フリードリヒ・エーベルト財団コロンビア支部」(FESCOL) をはじめとする国内外の諸団体から「国民平和賞」(Premio Nacional de Paz) が授与されたことのインパクトが大きい。そして第三に、政権交代による和平構築と紛争地の土地問題に対する政策的取り組みの変化がある。サントス大統領は、当初農業政策においても「農民経済」概念を尊重する態度をみせた。これは、2011年6月に公布された「紛争被害者および土地返還法」²³⁾ に基づく土地返還政策を実効あるものにするためでもあった。試行的 ZRC が認定されている地域の多くが、土地返還の対象地域と隣接しており、政府による紛争被害者補償の推進による国際世論へのアピールを確実にするためにも、ZRC の回復は必要であった。

しかし、2016年サントス政権はFARCとの和平合意後に、ZRCの新規承認は認めないと公言した。その後、制定された農民の土地利用に関する法、例えば「農村の経済的社会的開発のための地域」(Zonas de Interés de Desarrollo Rural Económico y Social: ZIDRES)の内容を考察すると、土地無し農民に対する土地供与政策は、和平合意内容の第一の支柱であったにも関わらず、結局は土地無し農民ではなく、資金力があり、生産プロジェクトを企画するだけの技術力のある企業型経営農家優先の政策になっていることがわかる²⁴⁾。

結びにかえて：辺境から歴史を再構築する取り組み

本稿では、コロンビアの紛争辺境地の民衆社会運動、特にマイノリティグループの生存と生命を保証する基盤である土地へのアクセスを求める闘いに着目し、1990年代以降のグローバル化にあわせた制度改革においていったんは国家の開発枠組みに法的枠組みでは統合されながら、再び排除を受ける脅威に晒される状況を考察した。

冷戦後、1990年代の社会運動の高揚と、一部の武装組織の和平合意によって、コロンビアは新しい多元的民主体制に移行したかに見えた。1991年の新憲法には、これまで存在否定さえされてきたマイノリティや弱者集団の権利が法によって認められ、構造化した社会格差問題と左派勢力を排斥した寡頭的民主体制の変更を可能とする制度改革が認められた。これは、長年のコロンビア社会の「経済・資源ともに豊かでありながら格差と紛争を抱える」という矛盾した社会の変化の一步であった。だが、こうした法制度改革は、実際の辺境に住む人々の生活改善に寄与したのであろうか。

国際環境の変化と新憲法による制度改革によって、三つのカテゴリーに属する辺境に住むコミュニティである先住民、アフロ系住民、土地無し農民は、それぞれ、先住民居住区、集団的土地所有、ZRCという制度的枠組みによって国家の政策に「統合され」、支援を受ける対象として可視化されるに至った。しかし、同時に、法制度の基本は政府の市場原理による開発方針に正当性を与えるものであり、そのことが競争力をもたない弱者集団に対する法制度の実効性を困難にしている。このような法制度の実体は、辺境の(元)紛争地にある周縁化され続けてきたコミュニティの日常の営みを見ない限り、理解することはできない。

2019年現在、コロンビアではウリベ元大統領のタカ派路線を引き継ぐドゥーケ大統領(Iván Duque)がFARCとの和平合意後の紛争後社会の復興政策を率いている。だが、和平は停戦と同時に実現されるものではなく、長い年月をかけて構築してゆかなければならない。紛争被害者、加害者が共存する辺境地において、食糧生産保障と環境保全そして何よりも暴力と格差のない社会が成立するには、今後も辺境地の日常性に立脚した政策運営が不可欠である。

ラテンアメリカでは「歴史的記憶」(Memoria Histórica)の構築が、これまでも紛争や内戦、権威主義政府が行った人権侵害に対する「真相究明」過程で取り組まれてきた。グアテマラでNGOレミーが何千にもわたるマヤ民族の被害者の証言を集めて作成した『グアテマラ 虐殺の記憶—真実と和解を求めて』(歴史的記憶の回復プロジェクト編 2000)は、軍の人権侵害、そしてマヤ民族のジェノサイドの実態を知らしめた代表的な例である。これは、辺境から歴史を見る試み

であると同時に、移行期正義において、真相を明らかにするために有効な手段である。また、恐怖と欠乏に苛まれた市井の人びとにとって、真実を語ることが残された唯一の方法であるといってもよいだろう。声なき人の声を聴き、不可視の状態に置かれた人々の状況を可視化することが、これまで長きにわたって収奪、搾取を受けてきた人々の人権を回復し、新たな社会的排除を阻止するために有効であると考えられる。

コロンビアでも一時は最大勢力を誇った左翼ゲリラ FARC との和平合意を2016年にとりつけてから、名実ともに移行期正義の時代に入った。ELN との和平プロセスが実現するためにも、和平合意後の FARC の武装解除から社会復帰までの過程を成功に導かなければならない。そのために、辺境地で今日起こっている現実から国政を考え、そしてさらには国政や国の開発政策を規定するグローバルな動きを見てゆくことが重要であり、国際社会もアカデミズムも辺境からの視点を共有することが求められている。

注

- 1) 本稿で紹介するアフロ系住民の運動に関する事例分析については(幡谷 2016)、農民運動に関する事例分析については(幡谷 2012)に主として依拠している。
- 2) 本章でラテンアメリカ諸国またはラテンアメリカ域内という場合は、15世紀末から19世紀初頭にかけてスペインおよびポルトガル植民地であった、メキシコ及び中南米大陸にある計33の独立国を主に指す。
- 3) <https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.GINI?locations=CO> (2018年12月28日最終アクセス)
- 4) UP は2000年代には政党としての活動停止に追い込まれたが、2013年に活動を再開した。
- 5) <http://estadisticas.cepal.org/cepalstat/portada.html?idioma=spanish>
- 6) 黒人、少数民族、女性など、歴史的に差別されてきた弱者集団またはマイノリティの不利な現状を、歴史的経緯や社会環境に鑑みた上で是正するための改善措置のこと。弱者集団に対し雇用や教育を保障するために米国が導入した特別優遇政策のことを指し、「積極措置」と訳されることもある。
- 7) ONIC Web Site (<https://www.onic.org.co/>) より。
- 8) Ministerio de Comercio y Turismo, "Programa de fortalecimiento productivo y empresarial para los Pueblos Indigenas en Colombia, Linea de atención agroindustrial" http://www.mipymes.gov.co/loader.php?IServicio=Documentos&IFuncion=verPdf&id=83882&name=Memorias_Programa_Indigenas_-_2017_Linea_Agroindustrial.pdf&prefijo=file (2018年12月28日最終閲覧)
- 9) 「集团的権利」は、土地権利の譲渡が個人を単位としてではなく、アフロ系住民共同体を単位として行われるという認識に基づき、彼らの伝統的生活と慣習を守るために共同体を代表する組織によって土地が管理される権利を意味する。
- 10) アフロ系共同体への政府による集团的土地所有権の譲渡は、現在はコロンビア農村開発庁 (Instituto Nacional Colombiano de Desarrollo Rural: INCODER) が対応している。
- 11) 今日ではエンベラ (Embera) 民族、ワウナナ (Waunana) 民族とカティオ (Katios) 民族の存在が大きく、先住民の権利要求運動を続けている。
- 12) ^{しゅんせつせん}浚渫船 (dredger vessel, *draga*) は本来港湾や河川の底面の土砂などを取り去る土木工事業業のために用いられるが、近年は鉱山における露天掘りの一形態として用いられており、その大半が環境保全制度上違法採掘とみなされる。
- 13) INCORA は2003年に INCODER に改編された。2015年に INCODER は解散され、農村開発と土地政策は、「国家土地政策局」(Agencia Nacional de Tierras: ANT) と「国家農村開発局」(Agencia Nacional de Desarrollo Rural: ADR) に引き継がれた。INCORA の時代から、土地問題管轄庁は汚

- 職と情報処理・管理能力の低さが批判され続けており、今日もコロンビアの地籍管理には課題が多い。
- 14) 本来未開墾地で国家の管理下にある土地を指す概念。理論上は「バルディオ」は何人の私有財産にもならず、耕作可能地または農業フロンティア外に位置する。しかし、生存のために土地無しの農民は開墾民としてバルディオに侵入し、開墾、耕作を行ってきた。
 - 15) トロピカル石油会社（厳密には Tropical Oil Company of Standard Oil）は、コロンビアにおける石油探査と精製のパイオニアであり、1917年の「デ・マーレス（De Mares）」採掘権の獲得によって創業した。現在のバランカベルメッハ郊外のラ・シラ＝インファンタス（La Cira-Infantas）油田での創業開始は1921年で、1926年に最初の精油の輸出が行われた。このときコロンビアはラテンアメリカではメキシコ、ベネズエラに次ぐ石油輸出国となった。のちに、トロピカル石油会社は、1949年12月に Esso に買収され、Esso Colombiana S. A. となった。1951年、すべてのトロピカル石油会社は解散され、同年、デ・マーレスの採掘権がコロンビア国家に返還されたことにより石油公社が創立した。1961年、トロピカル石油会社の採掘権はコロンビア石油公社（Empresa Colombia de Petróleos: ECOPETROL）によって引き継がれた。<https://www.combustiblecolombia.com/tropical-oil-company-en-colombia>（2018年11月11日最終閲覧）。ECOPETROL の歴史については <https://www.ecopetrol.com.co/wps/portal/es/ecopetrol-web/nuestra-empresa/quienes-somos/acerca-de-ecopetrol/nuestra-historia>（2018年11月11日最終閲覧）。
 - 16) 事実、人口10万人あたりの殺人件数によって測られる暴力指数は、1984-2000年の統計によると、全国平均は60から70で推移したのに対し、MM 地域では同時期100から150の間で変動した。
 - 17) 2012年2月に実施したプエルト・ヌエボ・イテ村における聞き取り調査に基づく。
 - 18) 2011年8月 ACVC 事務所にて実施した幹部へのインタビューによる。
 - 19) ACVC が ZRC 維持のために行った国際機関との連携プロジェクトの詳細については（幡谷 2012）を参照。
 - 20) ACVC, “Estigmatización, judicialización y ejecuciones extrajudiciales en el valle del río Cimitarra”, CONAP (Coordinación Nacional de Organizaciones Agrarias y Populares) への ACVC の投稿記事（2009年6月16日）。<https://www.prensarural.org/spip/spip.php?article2489>（2018年12月28日最終閲覧）
 - 21) ウリベ政権期の2005年から2006年にかけて、AUC に対する集団的武装放棄キャンペーンが実施された結果、AUC の25部隊はすべて解散し、パラミタリー組織は存在しないというのが政府の見解である。しかし現実には元兵士の再武装によって新たなパラミタリー組織が出現している。
 - 22) La Fundación Friedrich Ebert-Colombia. 民主主義の基本的理念に則り、教育、研究、国際協力を通じて公共政策の増進に努める非営利団体。コロンビア支部では和平構築を推進し、1999年から毎年国内の武力紛争解決に資する活動団体のグッド・プラクティスに国民平和賞を授与する。UNDP ほか、国内の主要メディアからなる評価委員会が選抜し、実行委員会を FESCOL が担う。
 - 23) Ley 1448 de 2011, “Ley de Víctimas y Restitución de Tierra”.
 - 24) ZIDRES 法の詳細と批判については、（幡谷 2019）を参照のこと。

参考文献

1. 日本語文献

- 幡谷則子（2008）「紛争と経済—コロンビアにおける IDP 問題をめぐるグローバル／ローカル・イニシアティブ」幡谷・下川編『貧困，開発，紛争—グローバル／ローカルの相互作用』上智大学出版，50-88.
- 幡谷則子（2012）「コロンビアの紛争地における農民の抵抗運動—農民保留地（ZRC）の一事例—」『イベロアメリカ研究』第34巻第1号，33-52.
- 幡谷則子（2016）「グローバル市場とフェアトレードの課題—南米コロンビアの伝統的金採取事業の挑戦と挫折」甲斐田万智子ほか編『小さな民のグローバル学—共生の思想と実践をもとめて』上智大学出

版, 255-276.

- 幡谷則子 (2017) 「コロンビアにおける和平プロセス：その背景と課題」, *Asia Peacebuilding Initiatives*, 2017年1月29日 <http://peacebuilding.asia/colombia2016j/> (2018年12月28日最終アクセス)
- 幡谷則子 (2019) 「辺境地の実態から見直すべきコロンビアの和平プロセス」浅香幸枝編『ラテンアメリカ—交差する眼差し』行路社 (近刊予定)
- 二村久則 (2002) 「プラン・コロンビアとコロンビアの民主主義」『国際政治』131号, 33-48.
- 歴史的記憶の回復プロジェクト編 (飯島みどり, 狐崎知己, 新川志保子訳) (2000) 『グアテマラ虐殺の記憶—真実と和解を求めて』岩波書店

2. 欧文献

- Arango, Mariano (1988) “La Reforma Agraria y los alcances de la nueva Ley,” *Revista Foro*, No. 7, octubre, 31-42.
- Arango, Raúl (2004) *Los pueblos indígenas de Colombia en el umbral del nuevo milenio: población, cultura y territorio: bases para el fortalecimiento social y económico de los pueblos indígenas*, Bogotá: Departamento Nacional de Planeación.
- CRIC (Consejo Regional Indígena del Cauca) (2007), *Plan de vida regional de los pueblos indígenas del Cauca*, CRIC: Cauca, Colombia. <http://observatorioetnicocecoin.org.co/files/Plan%20de%20vida%20del%20Cric.pdf> (2018年12月28日最終閲覧)
- Dávila Ladrón de Guevara, Andrés (2002) *Democracia pactada: el Frente Nacional y el proceso constituyente del 91*, Bogotá: Universidad de los Andes, CESO (Departamento de Ciencia Política). <https://books.openedition.org/ifea/3976#tocfromIn1> (2018年12月28日最終閲覧)
- El Tiempo (2004), “Violencia arremeten en Cazucá”, *El Tiempo*, 20 de octubre de 2004. <https://www.eltiempo.com/archivo/documento/MAM-1550063> (2018年12月28日最終閲覧)
- Flórez López, Jesús Alfonso & Constanza Millán Echeverría (2007) *Derecho a la alimentación y al territorio en el Pacífico colombiano*, Medellín: Diócesis de Quibdó.
- Hernández Delgado, Esperanza (2004) *Resistencia civil artesana de paz. Experiencias indígenas, afrodescendientes y campesinas*, Bogotá: Universidad Javeriana y el Programa Suizo para la Promoción de la Paz en Colombia (SUIPPCOL).
- IGAC-CORPOICA (2002) *Zonificación de los conflictos de uso de Tierras en Colombia* Bogotá: Instituto Geográfico Agustín Codazzi.
- Jimeno, Myriam, Daniel Varela, Angela Castillo (2015) *Después de la masacre: emociones y política en el Cauca indio*, Bogotá: Universidad Nacional de Colombia.
- Machado, Absalón (1998) *La cuestión agraria en Colombia a fines del milenio*, Bogotá: El Áncora.
- PDPMM (Programa de Paz y Desarrollo del Magdalena Medio)-OPI (Observatorio de Paz Integral) (2006) *Informe semestral de la situación de violación a los derechos humanos, violencia política, infracciones al derecho internacional humano, acciones bélicas y acciones colectivas por la paz en Magdalena Medio colombiano*, Barrancabermeja: PDPMM.
- Ramírez, William (1981) “La guerrilla rural en Colombia: ¿una vía hacia la colonización armada?,” *Estudios Rurales Latinoamericanos*, Vol. 4, N°2, mayo-agosto, 199-209.
- Romero Medina, Amanda (1994) *Magdalena Medio: luchas sociales y violaciones a los derechos humanos 1980-1992*, Bogotá: Corporación AVRE.
- Ruiz García, Fabio Alberto (2006) “La construcción de la territorialidad para los grupos étnicos en Colombia. Los resguardos indígenas y los territorios colectivos de comunidades negras”, *Revista de la Información Básica*, Vol. 1, No. 2. https://sitios.dane.gov.co/revista_ib/html_r2/articulo7_r2.htm (2018年12月28日最終閲覧)

- Sánchez G., Diana Patricia ed. (2012) *Zonas de Reserva Campesina: Elementos introductorios y de debate*, Bogotá: ILSA (Instituto Latinoamericano para una Sociedad y un Derecho Alternativos). http://209.177.156.169/libreria_cm/archivos/pdf_305.pdf (2018年12月28日最終閲覧)
- Santos, Boaventura de Sousa (2009) *Toward a New Legal Common Sense. Law, Globalization, and Emancipation*. London: Butterworths.
- Silvia, Diego (n.d.) "Organización de la comunidad en medio del conflicto social y armado: el caso de la Asociación Campesina del Valle del Río Cimitarra (ACVC)," mimeo.
- Thomson, Fances (2011) "The Agrarian Question and Violence in Colombia: Conflict and Development," *Journal of Agrarian Change*, Vol. 11, No. 3, 321-356.
- UNHCR (2013) "Operación del ACNUR en Soacha, Cundinamarca", *UNCHR Colombia, Oficinas de Terreno*, Junio 2013. https://www.acnur.org/fileadmin/Documentos/RefugiadosAmericas/Colombia/2013/TSI_Cundinamarca_Soacha_julio2013.pdf (2018年12月28日最終閲覧)
- Vásquez Victor Hugo & Serrano Maryi (2009) *Las Áreas Naturales Protegidas de Colombia*, Bogotá: Conservación Internacional-Colombia & Fundación Biocolombia.
- Zamosc, León (1986) *The Agrarian Question and the Peasant Movement in Colombia*, New York: Cambridge University Press and United Nations.